

# 新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点

(令和5年5月8日 改訂版)

徳島県教育委員会

# 目 次

<b>1 保健管理等に関すること</b>	
（1）感染症対策について	・・・ 1
（2）出席停止及び臨時休業等の扱いについて	・・・ 3
（3）医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある 児童生徒等について	・・・ 5
（4）海外から帰国した児童生徒等への対応について	・・・ 6
（5）児童生徒等の生活習慣への配慮について	・・・ 6
（6）心のケアについて	・・・ 7
（7）いじめや偏見、差別について	・・・ 7
<b>2 学習指導に関すること</b>	
（1）各教科等の指導における感染症対策等に関すること	・・・ 8
（2）やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導につ いて	・・・ 9
（3）長期休業期間の短縮、土曜授業等（授業時数の確保）について	・・・ 9
<b>3 学校行事の実施に関すること</b>	・・・ 9
<b>4 部活動に関すること</b>	・・・ 10
<b>5 学校安全の確保に関すること</b>	
（1）熱中症事故の防止について	・・・ 11
（2）登下校時の安全確保について	・・・ 11
<b>6 学校給食に関すること</b>	
（1）学校給食調理場	・・・ 12
（2）学校	・・・ 12

7 教職員の服務等に関する事	・ ・ ・	12
8 学校と家庭の連携に関する事	・ ・ ・	13
9 その他		
（1）県立高等学校における授業料等の修学支援に関する事	・ ・ ・	13

この留意点は、令和5年4月28日付け文部科学省通知「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)」(以下、「衛生管理マニュアル」という。)並びに累次の文部科学省事務連絡の内容を踏まえ、幼児児童生徒(以下、「児童生徒等」という。)の安全確保を第一に考え、円滑な学校運営を継続していくために必要な対策のポイントをまとめたものである。

各学校におかれては、校長のリーダーシップの下、引き続き、組織的に感染症対策に取り組んでいただきたい。

## 1 保健管理等に関すること

### (1) 感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においては、学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、学校において、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていくことが重要になる。

引き続き、教育委員会や学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の専門家及び家庭との連携を図りながら、児童生徒等の学びを保障するための対策に取り組むこと。

#### ①基本的な感染症対策の実施(児童生徒等及び教職員)

##### ○感染源を絶つこと

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる児童生徒等については、自宅で休養するよう、児童生徒等の保護者に対して周知・呼びかけを行い、理解と協力を得ること。

ただし、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難なため、軽微な症状があっても、一律に行動を制限する必要はない。

- ・学級担任や教職員が児童生徒等の健康観察を行うこと。
- ・家庭と連携し、児童生徒等の健康状態について把握すること。
- ・健康状態の把握のために、毎日体温を健康観察表や生活記録ノート等に記録して提出させる必要はないこと。

教職員についても同様の対応とすること。

##### ○感染経路を絶つこと

手洗いと咳エチケットを指導し、通常の清掃活動で清潔な環境を保つこと。清掃活動とは別に日常的な消毒作業は不要。

- ・手洗い用石鹸を使用した手洗い及び咳エチケット(咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる)の指導
- ・通常の清掃活動
  - ▶清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを定期的に確認すること。

- ▶ トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃の範囲内で清掃し、特別な消毒作業は不要。
- ▶ 床、机、いす等は特別な消毒の必要はないが、衛生環境は良好に保つこと。
- ▶ 器具や用具等、共用する物は、使用する度に消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをする。
- ・ 手洗いや咳エチケットによる感染予防については、来校者にも協力を依頼する。

### ○抵抗力を高めること

十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけ、免疫力を高めるために生活習慣を整えるよう指導すること。

## ②集団感染のリスクへの対応

感染流行期には、感染拡大の契機となり得る場における活動等において、感染防止のための工夫を行うこと。

- (例) ・ 児童生徒等が一堂に会する集会 ・ 保護者等を対象とした授業参観
- ・ 集会や給食時等の行列 ・ P T A 総会や保護者説明会
  - ・ 家庭訪問や個人面談 ・ 屋内での運動会練習 ・ 文化祭や学習発表会 等
- (実施方法の工夫例)
- ・ 参加者への手洗いや咳エチケットの推奨など
  - ・ アルコール消毒液の設置など
  - ・ 可能な範囲で間隔を設けるなど、触れ合わない程度の距離の確保

### ○換気の徹底

気候上可能な限り、常時換気を行うこと。常時換気を実施するのが困難な場合には、こまめに（30分に1回以上）数分程度、2方向の窓を全開にし、換気を行うこと。

学校に換気設備がある場合は、常時運転とし、換気能力を確認した上で、窓開け等による自然換気も併用すること。

冬季は、換気により室温を保つことが難しいため、健康被害が生じないように、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温、防寒目的の衣類の着用について柔軟に対応すること。

### ○マスクの着用

児童生徒等及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。

学校におけるマスク着用の考え方について、児童生徒等、教職員及び保護者に対して丁寧に説明・周知すること。

- ・ 登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨されている場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用を推奨する。
- ・ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどか

- ら、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。
- ・児童生徒の間でマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにすること。
- ・学校内でマスクを着用している児童生徒に対しては、熱中症対策を優先し、活動場面において、必要に応じてマスクを外すよう、声かけを実施すること。

### ○昼食等の飲食時について

- ・学校給食の場面において、「黙食」は必要ないこと。
- ・感染流行時には、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意すること。  
食堂の利用についても、同様の対応を行い、教職員の食事の場面においても注意すること。

## (2)出席停止及び臨時休業等の扱いについて

### ①児童生徒等が感染した場合

児童生徒等の新型コロナウイルス感染が判明した場合は、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を講じる。

出席停止	<p>発症日を0日目として、5日間を出席停止とする。(ただし、症状軽快後、1日を経過していること。)</p> <p>※出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、陰性証明を提出する必要はない。新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際も医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ない。</p>
臨時休業	<p>学校内で感染が広がっている可能性が高い場合には、学校医等と相談し、学級閉鎖などの臨時休業を検討する。</p> <p>臨時休業の期間については5日程度とし、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。</p> <p>○以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学級閉鎖を実施する。</p> <p>①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合</p> <p>②その他、設置者が必要と判断した場合</p> <p>※同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。</p> <p>○複数の学級を閉鎖し、かつ、学年で感染が広がっている可能性が高い場合は、学年閉鎖を実施する。</p>

○複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学校全体の臨時休業を実施する。
--

## ②児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られる場合

校長の判断により「出席停止」とすることができる。

## ③保護者等から、学校を休ませたいと相談された場合

保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努めること。

その上で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には「出席停止」として扱うことができる。

その期間については、校長が決定する。

## ④児童生徒等の同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなないこととなることから、直ちに出席停止の対象とする必要はない。

### 【留意事項】

ア. 出席停止とした場合、児童生徒等の指導要録は、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。

イ. 出席停止とした場合、市町村立学校は市町村教育委員会に、県立学校は、県教育委員会体育健康安全課に季節性インフルエンザ等による出席停止と同様に、従来の方法（報告書）により報告すること。市町村教育委員会は、各学校から提出された報告書を1部、県教育委員会体育健康安全課に提出すること。

5月8日以降、県教育委員会体育健康安全課への電話での感染者報告は、不要とする。

ウ. 臨時休業を実施する場合

- ・ 県教育委員会体育健康安全課（市町村立学校は市町村教育委員会を通じて）へ電話連絡すること。

体育健康安全課 電話：088-621-3171

- ・ 管轄保健所にも臨時休業について連絡を行うこと。
- ・ 当該校は保護者に対して、臨時休業の理由、休業の期間、留意事項等をメールや通知などにより、速やかに連絡すること。
- ・ 臨時休業の対象や期間については、学校医等と相談して決定すること。
- ・ 臨時休業期間を延長・短縮する場合は、速やかに（遅くとも延長・短縮した日の午前9時30分まで）県教育委員会体育健康安全課に電話連絡すること。

エ. 出席停止及び臨時休業等の扱いについて疑義がある場合には、市町村立学校は市町村教育委員会を通じて、県立学校は直接、県教育委員会体育健康安全課に

相談すること。

オ. 保護者説明会や通知文を含め、情報公開については、いじめや差別につながるよう、教育委員会と協議の上、慎重に決定すること。

#### 【学校保健安全法】

##### 第十九条

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

##### 第二十条

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

#### 【徳島県立学校規則】

##### 第八条

5 校長は、感染症の発生、非常変災その他急迫の事情があるときは、生徒等の一部又は全部に対する授業を臨時に行わないことができる。この場合においては、次の事項を直ちに委員会に報告しなければならない。

- 一 授業を行わない期間、学級及び生徒等の数
- 二 非常変災その他急迫の事情の概要
- 三 臨時に授業を行わないことを必要と認める事由

### (3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

#### ①登校の判断

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等のある児童生徒等についての登校の判断に際しては、以下を踏まえること。

- ・医療的ケア児の中には、呼吸の障がいを持ち、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことを考慮する。
- ・医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえて判断する。
- ・主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に判断する。
- ・基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒(注)についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、判断する。

(注)重症化のリスクが高い児童生徒

- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある。
- ・透析を受けている。
- ・免疫抑制剤や抗がん剤を用いている。

なお、これらにより、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。この場合、指導要録上は、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。



併せて、医療的ケア児の登校に当たっては、事前に受入れ体制などを学校医等に相談すること。

このほか、特別支援学校等における障がいのある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられなかったり、多くの児童生徒等がスクールバス等で一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の障がいの種類や程度等を踏まえ、適切に対応すること。

## ②学校教育活動における感染対策

医療的ケア児等と接する機会のある教職員においては、当面の間、以下を踏まえて一層の感染対策を行うこと。

- ・自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底する。
- ・感染リスクの高い場所に行く機会を減らす。

また、校外活動等を計画する際には、感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避ける。

## (4) 海外から帰国した児童生徒等への対応について

海外から帰国した児童生徒等への対応については、最新の政府の水際対策（※1）の措置を確認し、その指示に従うこと。

なお、国際的な人の往来再開に向けた措置については、外務省のホームページ（※2）を確認し、対応について留意すること。

（※1）水際対策（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)



（※2）国際的な人の往来再開に向けた措置について（外務省ホームページ）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)



## (5) 児童生徒等の生活習慣への配慮について

児童生徒等の運動不足に伴う肥満、動画・SNS・ゲーム等の使用時間の大幅な増加、食事や睡眠などの生活習慣の乱れから生じる体調不良を訴える児童生徒等の増加が懸念されることから、以下のことに留意すること。

- ・担任、養護教諭を中心に児童生徒等のきめ細かな健康観察を行うこと。
- ・学校の課題を明らかにし、全教職員共通理解のもと、「生活習慣改善プロジェクト」をはじめ、各校の実情に応じた運動習慣の定着や個々の健康課題に向けた取組を行うこと。
- ・学校と家庭の役割を明確にし、学校だよりや保健だよりなどを通して情報を共有しながら、家庭と連携して基本的な生活習慣を身に付けさせること。

## (6) 心のケアについて

以下のことに留意し、組織的に対応すること。

- ・学級担任や学年担当、養護教諭等を中心に全ての教職員によるきめ細かな健康観察やアンケート等から、全ての児童生徒等の状況を把握すること。把握にあたっては、学校の実態や必要に応じて1人1台端末の活用についても検討すること。
- ・長期休業や臨時休業、自宅待機明けはもちろんのこと、学校生活の様子が気になる児童生徒等については、保護者との連絡を密にし、心身の状況等を的確に把握すること。
- ・児童生徒等からの相談希望や心のケアが必要な場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援等、適切に対応すること。
- ・早急な対応が必要な事案については、人権教育課いじめ問題等対策室に連絡し、スクールカウンセラーの派遣要請を行うこと。(電話088-621-3138)
- ・スクールカウンセラー等による相談を実施する際には、相談室内の座席の配置、相談室の換気を定期的に行う等、感染予防に十分配慮すること。
- ・教育相談窓口の周知を徹底し、児童生徒等がストレスや不安、悩みを抱えることがないように支援すること。
- ・児童生徒等の心のケアの一つとして、学校や家庭で「とくしま こころのサポート」動画等を活用すること。

<https://manabi-support.tokushima-ec.ed.jp/kokoro>

家庭学習応援サイト とくしま こころのサポート

「心のセルフケア動画」コンテンツじぶんメンテ



〈主な相談窓口〉

○24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 (なやみ言おう)

○児童相談所全国共通ダイヤル 189 (いちはやく)

対象者：全ての児童生徒 24時間 通話料無料

○徳島県立総合教育センター特別支援・相談課

こころとからだのサポートセンター

電話 088-672-5200 (平日9時～17時)

メールアドレス tokubetsushien@mt.tokushima-ec.ed.jp



## (7) いじめや偏見、差別について

感染者、医療従事者や社会機能の維持にあたる人、海外から帰国した人、県外から来た人とその家族、外国人等に対する新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見、差別につながるような行為(日常生活での「冷やかし」や「からかい」等も含む)は、断じて許されないものである。

新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、例えば、マスクの着用の有無、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童生徒等へのいじめや偏見、差別の防止の徹底に努めること。併せて、噂やデマ等に惑わされず相手の立場を考えた行動がとれるよう、日々の人権教育に積極的に取り入れること。

学校関係者に感染が確認された場合には、感染者である児童生徒等がいじめや偏見、差別の対象にならぬよう、十分配慮・注意するとともに、PTA研修等を通じて、保護者にも啓発すること。

また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、あくまで本人の意思や保護者の同意に基づくこと、体質や持病等の状況や本人の健康状態など様々な理由で接種を受けることができない人もいることから、「接種の有無を問いたず」「接種を強く促す」「接種を受けていない人に対して、差別やいじめをする」ような行為が決して行われぬよう、児童生徒等への適切な指導を行うとともに、保護者等に対しても正確な情報の提供に努め、理解を求めること。

児童生徒等に対する差別事件・差別事象が発生した場合は、速やかに所管の教育委員会へ連絡すること。

※「新型コロナウイルス感染症に関する人権に配慮した対応について」

(令和3年9月9日付け教人第40号・令和3年2月1日付け

教人第36号・令和3年2月12日付け教人第40号) 参照

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kyoiku/gakkokyoiku/5044021/>



## 2 学習指導に関すること

### (1) 各教科等の指導における感染症対策等に関すること

地域や学校において感染が流行している場合などには、以下に示すような各教科等における「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、活動の場面に応じて、一時的に

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
  - ・児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- 等の対策を講じることが考えられる。

「感染リスクが比較的高い学習活動」

- |                                 |              |
|---------------------------------|--------------|
| ・「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」         |              |
| 「一斉に大きな声で話す活動」                  | 【各教科等共通】     |
| ・「児童生徒がグループで行う実験や観察」            | 【理科】         |
| ・「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」 | 【音楽】         |
| ・「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」        | 【図画工作、美術、工芸】 |
| ・「児童生徒がグループで行う調理実習」             | 【家庭、技術・家庭】   |
| ・「組み合ったり接触したりする運動」              | 【体育、保健体育】    |

## (2) やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について

臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続することが重要であることから、児童生徒の実情に応じて、1人1台端末等のICTを有効に活用し、同時双方向型のウェブ会議システムなどにより、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行うこと。

＜ICTを活用した学習指導の例＞

- ウェブ会議システム（Zoom・Microsoft Teams等）を活用し、教室の授業を配信
- 学習支援アプリ（MetaMoJi ClassroomやClassi等）を活用した課題（問題）・解説動画の配信
- 文部科学省の「子供の学び応援サイト」や「とくしま まなびのサポート」等の学習支援動画を活用した家庭学習

特別支援学校等においては、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等、学校の臨時休業等の状況等を十分踏まえ、個別の指導計画等の精査や見直しを行うこと。

## (3) 長期休業期間の短縮、土曜授業等（授業時数の確保）について

臨時休業に伴う補充のための授業を当該年度の教育課程内に行う場合は、児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分に配慮した上で、授業時数を確保するために、長期休業期間の短縮、土曜授業等について考慮すること。なお、以下の点に留意すること。

- ・長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能である（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条等）。その際、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど、配慮すること。また、週休日である土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、適切に振り替えを行うことが必要であり、当該勤務日を起算日として4週間前の日から16週間後の日までの期間に振り替えを行い、計画的に対応することが望ましい。

## 3 学校行事の実施に関すること

入学式、卒業式等の儀式的行事、運動会等の体育的行事や文化的行事、その他の学校行事の実施に当たっては、地域や学校において感染が流行している場合などには、それぞれの意義等を踏まえつつ、感染症対策の実施や開催方式の工夫など、その実施に向けて適切に対応すること。その際には、児童生徒等や保護者等の関係者の理解・協力が得られるように丁寧な説明・情報発信を行うこと。

## 4 部活動に関すること

部活動の実施に当たっては、地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に、「2（1）各教科等の指導における感染症対策等に関すること」で述べた対策を講じることが考えられるほか、以下の点に留意しながら活動を行うこと。

- ・生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・活動時間や休養日については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）に準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。
- ・大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等のもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大の防止に留意すること。
- ・練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、感染拡大の防止に留意すること。
- ・同じ部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の前後の活動にも留意すること。

### ○活動前

- ・生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう児童生徒等の保護者に対して周知・呼び掛けを行い、理解と協力を得ること。
- ・生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策をとるよう指導すること。

### ○活動時

- ・体育館や音楽室、部室等を利用する際の換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行う。活動中は必ずしも窓を広く開ける必要はないが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談すること。

### ○活動後

- ・生徒に、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策をとるよう指導すること。
- ・身体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心掛けるよう指導すること。

### ○その他

- ・地域や学校において感染が流行している場合などには、活動の場面に応じて、一時的に「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、児童生徒等の

間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じること。

- ・各団体が作成するガイドラインを確認するとともに、感染症対策を講じること。
- ・地域や学校で感染が流行している時には消毒液を設置すること。
- ・地域や学校で感染が流行している時には、部活動の活動内容等に応じて、生徒に対してマスクの着用を促すことも考えられるものの、その場合においても、着用を強いることのないようにすること。
- ・臨時休業の対象になっている児童生徒は、原則として部活動等の活動には参加しない。ただし、部活動の公式大会・コンクール等への参加については、生徒の成果発表の機会の確保を図る観点から、大会規定や児童生徒の症状の有無等を踏まえて適切に判断すること。

## 5 学校安全の確保に関すること

### (1) 熱中症事故の防止について

個人の判断により、学校生活においてマスクを着用している児童生徒等及び教職員については、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう対応すること。特に、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい子供へは、積極的に声をかけるなどの指導を行うこと。

### (2) 登下校時の安全確保について

児童生徒等の登下校時の安全確保については、児童生徒等に対して交通安全や防犯の観点も踏まえた安全指導を行うことや、地域と連携した見守り活動の実施等に取り組むことが重要であること。

特に、授業の途中で学級閉鎖等の臨時休業を実施する場合には、児童生徒等が通学路を一人で下校するといったことも想定されるので、安全確保については特段の注意をする必要があること。

また、登下校時の安全確保については、教育委員会・学校と警察や自治体の交通安全担当部署、PTAや保護者、地域のボランティア等との連携が重要であり、スクールガード・リーダーなどの見守りの専門家も活用することが考えられること。

公共交通機関を利用するに当たっては、次のとおり指導及び配慮すること。

- ・混雑した列車やバスを利用する場合は、マスクを適切に着用すること（咳エチケット等の徹底）。
- ・帰宅後（または学校到着後）は速やかに手を洗うこと。
- ・顔をできるだけ触らないなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うこと。

スクールバスを利用するに当たっては、次のとおり指導及び配慮すること。

- ・利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには、乗車を見合わせるよう呼びかけること。
- ・感染流行期には、可能な範囲で運行方法の工夫等により過密乗車を避けること。

- ・利用者に手洗いや咳エチケットの実施等を徹底すること。

## 6 学校給食に関すること

### (1) 学校給食調理場

- 「学校給食衛生管理基準」に基づき作業を行うこと。特に、以下の点を徹底すること。
  - ・専用で清潔な調理衣、エプロン、マスク、帽子、履物等を着用すること。
  - ・「学校給食における標準的な手洗いマニュアル」「学校給食における作業中の手洗いマニュアル」に従って、適切に手指の洗浄と消毒を行うこと。
  - ・毎日学校給食従事者の健康状態を個人別に記録し、保存すること。
- 学校給食従事者に発熱等の風邪の症状が見られる場合は、自宅待機とすること。

### (2) 学校

- 給食当番はもとより、児童生徒等全員が食事前後の手洗いを徹底すること。
  - ・手洗い場に手洗いの手順を表示したり、手洗いソングを活用したりするなど、発達段階に応じた手洗い指導を行うこと。
  - ・清潔なタオル・ハンカチやペーパータオルで拭き取ること。
- 配食を行う児童生徒等及び教職員は、給食当番チェックリストに基づき給食当番活動が可能であるか毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を交代するなどの対応をとること。  
<給食当番チェックリスト>（「定期及び日常の衛生検査の点検票」より）
  - 下痢をしている者はいない。
  - 発熱、腹痛、嘔吐をしている者はいない。
  - 衛生的な服装をしている。
  - 手指は確実に洗浄した。
- 配膳前に、配膳台や児童生徒等の机上を衛生的な布巾で拭くこと。
- 配膳前・配膳中は児童生徒等は静かに着席して待つよう指導すること。

## 7 教職員の服務等に関すること

- 教職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等における出勤については、児童生徒等の出席停止の取扱いに準じること。なお、出勤させない方法としては、在宅勤務の実施や休暇の取得によることが考えられること。
- 学校の全部又は一部を休業する場合においては、在宅勤務や時差出勤のほか、管理職を含む教職員がローテーションで出勤するなどの自身の健康にも配慮する勤務形態の工夫を可能な範囲内で行いつつも、児童生徒等の学習指導や心のケア等を家庭任せにすることなく、必要な業務を確実に継続すること。
- 新型コロナウイルス感染等に伴い在宅勤務を実施する場合は、「教員の在宅勤務に関する実施要領」（令和2年12月23日徳島県教育委員会教職員課）又は「県立学校の事務職員等を対象とした在宅勤務の実施について」（令和2年12月3日付け教

政第262号)に基づき実施すること。

- 次の各通知については、令和5年5月7日をもって廃止されていることに留意すること。
  - ①新型コロナウイルス感染症に関する休暇等の取扱いについて（令和2年3月2日付け教政第322号・教教第876号）
  - ②教職員における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（令和3年4月12日付け教政第26号・教教第53号・教体第12号）
  - ③新型コロナワクチン接種を受ける場合等におけるサービスの取扱いについて（令和3年6月17日教政第93号・教教第217号）
  - ④新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う職員室等での感染症対策について（令和4年1月18日付け教政課第251号・教教課第965号）

## 8 学校と家庭の連携に関すること

学校内での感染拡大を防ぐためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、学校における感染症対策について、PTA等と連携しつつ、保護者の理解と協力をお願いすること。

## 9 その他

### (1) 県立高等学校における授業料等の修学支援に関すること

新型コロナウイルス感染症の影響等により、離職、倒産等による減収など生徒等の学資を負担している者の家計が急変し、授業料、受講料等の学納金の納付が困難となった者に対して、高校生等に対する修学支援に関する各制度の内容や問合せ先を改めて生徒・保護者等に周知するなど、生徒・保護者等の相談に対して丁寧な対応を行うとともに、支援が必要な生徒が随時申請手続きを行えるよう配慮すること。

なお、修学支援に関する事務取扱等の詳細については、県ホームページに、「高校生等への修学支援制度について」を掲載しているので適宜活用すること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kyoiku/gakkokyoiku/5036678/>

